

暴力団排除・真相究明をめざす決議

土佐電気鉄道株式会社社長が、昨年5月、株主に元暴力団組長らとの関係を誇示した問題が地元紙に報道された。

それを受け、3月25日に開かれた土佐電気鉄道株式会社の記者会見では、「社長が株主に対し、指定暴力団や組長名を出したことは認めている」とした。

同社にあっては、弁護士を含む第三者を入れた内部調査を開始し、同社会長と同席していた社長は、辞任届を提出するという重大な事態となっている。

高知県は、「県民の生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在」として、高知県暴力団排除条例を制定し、官民挙げて暴力団一掃に取り組んでいるところである。

同条例は事業者に対して「その行う事業に関し、暴力団を利用してはならない。」(第18条)と規定している。第5条では、県民の責務として「県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力する」、「暴力団との社会的に非難されるべき関係を絶つ」、「暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供する」ことに努めなければならないとしている。

この事態を受けて、高知県議会は、平成25年度当初予算に係る同社に関連する一連の予算について、原則予算執行を凍結する措置をとった。

よって、土佐電気鉄道株式会社においては、一刻も早くこれらの疑惑を解明し、県民に対してつまびらかに説明を行うことを求めるものである。

また、我々県議会議員は、県民の厳選なる信託により、県民の代表として県政にかかわる権能と責任を有している。とりわけ暴力団排除条例を制定した県議会と議員は、特別に重い責務を有しており、事件の真相究明に取り組むことは当然である。

ここに高知県議会は、暴力団追放のために勇気をもって取り組んでいる県民とともに、暴力団排除運動の前進に資するための活動に全力で取り組むことを決意するものである。

以上、決議する。

高 知 県 議 会